

台風15号にかかる情報②

被害にあった時の応急処置は？

◎皆様へ 情報提供のお願い

家そして庭をやられた方へ 自費で修復するのではなく

- すぐ「罹災証明書」の手続きを進めるように

→手続きの期限は今月末に！手続き先は市役所

屋根に被害のあった方へ

- 「ブルーシート」については市役所に相談を

※「ブルーシート」かぶせなど応急処理は市役所に相談するように

~~・自分でやる
・自分でかぶす
・自費で購入する~~

①「罹災証明書」とは…

罹災証明書とは、「りさい」証明書と読みます。

これは、各市区町村が、災害の被害に遭われた方（以下「罹災者」といいます）の申請によって、お住まいの家屋の被害状況の調査を行い、その被害状況に応じて「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」等を認定し、これを証明するものです。これにより被害部分の修復などへの公的支援につながられます。

その証明書の申請は被災後長くないうちにするもので、今回の場合は9月末までに申請することとなります

②「ブルーシート」とは…

屋根の瓦が飛ばされたり、一部がやられて雨水がもれたりするときのために一時的に屋根を覆うためのものです。市町村で配布できるところがありますが、屋根にかぶせるなどの作業は高所と危険性が伴うので、どなたに作業をしていただけるかの確認のためにまずは千葉聴覚障害者センターへお問い合わせください。

要注意!! ブルーシート業者をかたったサギ師が出没中

〇〇万円の請求まで出てくるところもあり

そうなる前に必ず千葉聴覚障害者センターへご連絡を！

FAX 043-308-5562・メール chibadeaf_15@chibadeaf.or.jp

【問合せ・連絡先】

千葉県聴覚障害者協会 企画室:増田・岡村 FAX : 043-308-5562 TEL : 043-308-6372